

●香川県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年3月9日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成19年3月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木国分寺線（12号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市川島東町字郷212番2地先 から	前	14.0	27	歩道橋新設工事 による道路区域 の変更
高松市川島東町字北寿ノ町869番 2地先まで	後	14.0~32.6	27	